

書 評

*The Great Republic : A History
of the American People.*

By Bernard Bailyn, David Brion Davis, David Herbert Donald,
John L. Thomas, Robert H. Wiebe and Gordon S. Wood.
Lexington, Mass. : D. C. Heath and Company, 1977.

明 石 紀 雄

本書は6人の、現在アメリカ史学界を代表する研究者による共同執筆の概説書である。全体は6部からなり（各部平均200余ページ）、各執筆者はそれぞれの専門に応じて1部ずつ担当している。しかしそれゆえに本書が、相互に関連性のない独立した論文集になっているということはない。各部ともそれぞれ固有のテーマがあり、各執筆者の歴史解釈および強調のおき方には（当然のことながら）多少の相違はあるが、全体としては一貫したテーマの流れる、読み易い、しかもところどころにプロヴォカティブな問題提起のあるすぐれたナラティブとなっている。

一人の史家によるものであれ、あるいは（本書のように）複数の史家によるものであれ、一般にわれわれが歴史の概説書に注目するのには2つの理由がある。1つにはそれが書かれた当時の史学界の動向もしくは学問の水準が、そこに反映されているのではないかと考えるからである。モノグラフや研究論文などに示される最新の研究成果が広く史学界全般に受け入れられ、さらに一般読者のレベルにまで浸透するには時間がかかる。しかしこれは逆にいえば、本書のようなカレッジ・テキストにまで特定の成果が現われているということは、それがかなりの程度および範囲に定着したということにならないであろうか。第2には、われわれは概説書の提起する全体的歴史像がどのようなものであるか

に、興味をひかれる。それは従来受け入れられたものといかに異なるのか。対象となる国民あるいは社会の歴史的体験を説明し、現在の有様を解き明かすのに有効でありうるかどうか。このような全体像はそれ自体論理的に構築されなければならないのはいうまでもないが、それはまた同時に、個別の歴史現象・事件の意義を有機的に明らかにするものでなければならない。各専門分野の今日の学問水準を論じることは、評者の能力のはるかに及ばぬところである。そのような作業は各分野の専門家による文献解題などに期することにして、ここでは本書に描かれるアメリカ史の全体像に焦点をしばって検討してみたい。

まず本書の構成および執筆者の紹介から始めるのが妥当であろう。第1部は“Shaping the Republic, to 1760”と題され、アメリカ革命の思想史にすぐれた業績をあげているバーナード・ベイリンが担当している。北アメリカ大陸における英領植民地の発展を扱う第1部においてベイリンは、次の点を強調する。移住者（植民地人）の政治理念および社会観はきわめて伝統的、保守的であったということ、つまり彼らは新世界に旧世界の「模範」となるようなユートピア・コミュニティを建設するというような理想を最初から有していなかった。ヨーロッパ（とくにイギリス）の諸制度を新大陸に移行するという初期の移住者のもくろみは、環境の

変化によって、達成が不可能であった。ここにアメリカ的な状況変化への適応すなわちプラグマティックな適応の最初の具現化が見られるのであるが、重要なのは、いかなる適応も、いかなれば旧世界の模範からの逸脱もしくはリトログレッション＝退行であったという点である。その結果、アメリカの植民地人は本国にたいして、防衛的にならざるをえなかった。具体的には、アメリカ人は当初から自由放任の個人主義にもとづく社会を理想としていたのではなく、むしろエリート支配のヒエラルキー社会をめざしたのであった。なぜならば、それが彼らの知っている唯一の社会組織だったからである——アメリカ植民地の現実はそのような社会の維持をますます困難なものにしていったにもかかわらず。ベイリンはこのような社会観における理想と現実の乖離は、アメリカ植民地社会の矛盾とパラドックスのほんの一例にしかすぎないと考える。（ほかに自治の政治制度を発達させながらも、植民地は本国政府とのコネクションを重視していた点などが指摘されている）。

アメリカ革命は何にもまして、このような矛盾とパラドックスの解決をめざしたものであった。そしてその過程において、アメリカ植民地人は自らの状況を肯定的に評価し、自分たちこそ世界の模範たらんという自信を抱くようになるのであるが、この植民地体験の正当化が、第2部＝“Framing the Republic, 1760-1820”を貫くテーマである。この部分の執筆者、ウッドは、合衆国憲法制定期の思想史の研究で知られているが、彼がアメリカ革命の時期を1812年戦争より後の時点まで延長しているのは、それなりの理由がある。革命が植民地時代の矛盾とパラドックスの解決であったことは先に見た通りであるが、ウッドによれば、この解決法はそのまま新しい問題＝矛盾・パラドックスを生じただけであったというのである。革命を通じ、個人は伝統的な各種の制約から解放され、セルフ・インタレストの追求が容認されるようになったが、これは公共の福利、ナチュラル・アリストクラシーによる指導などにもとづく18世紀的

古典的政治理念とは相いれないものであった。フェデラリスト派の誤ちは、アメリカがすでに平等化社会に向かっていたときに、古典的理念による政治支配の維持を図ったことである。しかしこれは必ずしも、ライバルであったりパブリカン派が時代のすう勢を読み取っていたという意味ではない。彼らもまた18世紀の産物であり、19世紀の訪れとともに、新しいタイプの政治指導者によって代わられる運命にあったのである。

第3部＝“Expanding the Republic, 1820-1860”は、この「新しい社会」つまりデモクラシーの発展がその中心テーマである。執筆者のデービスは、最近黒人奴隷制に関する大著をあらわしている。デービスによれば、南北戦争にいたる40年間の歴史は、アメリカ人の限界 (limits) もしくは境界 (boundaries) を除去することへのオブセッション＝強迫観念の歴史である。確かに、物理的バウンダリーはフロンティアの西漸とともに、存在しないかに見えた。政治的限界（つまり地域間の抗争、異なる特殊権益の抗争）も、度重なる妥協によって、いくらかでも先に延ばすことができるように思われた。創意工夫に富み企業家精神のあるものにとって、成功の機会は無限にあるかに見えた。しかし行動の範囲がどこまで及ぶかは、実際には常に試されていたのであった。（たとえばモルモン教徒にたいする不寛容、メキシコ戦争反対者への抑圧など）そして境界は無限ではないことをアメリカ人に認識させたのは、一方では他人を従属的關係においておくことの不正であり、他方ではそのような関係を是認する制度＝奴隷制の拡大の脅威であった。1850年の大妥協において、奴隷制の存廃をめぐる論争——そして実際の処理——は限界に達し、選択できる行動はごくわずかしかなく、その1つが南北間の武力衝突であった。

しかし第4部＝“Uniting the Republic, 1860-1890”において、ドナルド（南北戦争についての著書が多い）は、戦争の分裂的影響を最少限に描いている。すなわち戦争は南北両地域に

共通の体験をもたらし（中央政府の権限の増大など）、また再建計画も勝者が敗者に課す一方的なものではなく、各地域・地方のオートノミーを考慮したうえでの妥協の結果であったとする。さらにドナルドはいわゆるギルデッド・エイジの産業主義の抬頭についても、コミュニケーションあるいはマーケティングの分野での統合のすう勢は認めながらも、ローカル・オートノミーが存続したことを指摘する。この時代を象徴する文学作品として一南部人が北部の価値観を受け入れる物語をテーマにした John W. DeForest の *Miss Ravenel's Conversion from Secession to Loyalty* (1867) をあげ、当時の代表的知識人として中央政府と地方の関係にバランスがあるべきだと説く Francis Lieber をあげているのは、ドナルドの立場からして首肯できることである。

第5部—“Nationalizing the Republic, 1890–1920” および第6部—“Modernizing the Republic, 1920 to the Present” は現代史の部分を扱ったものとして、切り離されるよりは合わせて読まれるべきであろう。トーマス（代表的著書として熱心なアポリショニスト、ギャリソンの伝記がある）は現代アメリカ社会の諸問題——コミュニティの崩壊、富の不平等の分配、社会的弱者の存在など——は、すでに19世紀の終わり頃には現われていたのであるが、多くのアメリカ人はそれらの存在に気づかなかつたかあるいは無視したという指摘をもって、第5部を始める。続いて彼はいくつかの改革の試みに触れるのであるが、まずポピュリズムについてはそれは「黙示録的ファンタジーと至福千年の希望からなる国家救済を願う農民の夢」と規定し、農業における「管理者的革命」（統合化のことか）の現実と対比させている。他方トーマスは革新主義運動に関しては、それが人道主義的関心および専門家技術者集団による科学的政治への信頼にもとづいていながらも、2つの点で致命的欠陥があったとしている。すなわち人種的偏見の問題を解決していなかったこと、および大衆の政治参加にかかわって才能ある少数者

による支配をおいたこと（つまりネオ・フェデラリズムの思想）である。とくに後者の点に関していえば、いかにして才能ある少数者＝専門家技術者集団をチェックするか、そのためのメカニズムが明らかにされなかったこと、そして現実社会の多様性をいかに認めこれを尊重するかという発想がなかったことを強調し、ジェファソン対ハミルトン、リパブリカン派對フェデラリスト派の抗争の意義を再検討するのである。

トーマスはむろん中央（連邦）政府の権限の拡大——とくに経済の分野において——にも触れているが、このテーマをさらに敷衍しているのが第6部の執筆者、ウィービーである。ウィービーは最近、現代アメリカ社会における「秩序の追求」の問題あるいは「セグメント社会としてのアメリカ」という問題を論じた研究を著わしているが、1920年代以後のアメリカ史の課題を(1)経済的繁栄の維持(2)ナショナル・ポリティクスとローカル・ポリティクスの均衡(3)組織化社会における個人の尊厳の擁護(4)国際政治におけるアメリカの果たすべき役割の決定の4点に要約している。ここではこれらすべての点を検討する余裕がないので、第2の点だけを取りあげる。従来アメリカの連邦制度のもとでは主に経済に関することがらは中央政府の管轄とするコンセンサスが成立しており、この傾向がとくに顕著になったニューディール以後も、その他の問題——たとえば教育、人種関係、道徳基準——はローカル・オートノミーにまかせられてきた。しかしその結果、人種問題の解決は前進せず、しばしばプロヴィンシャルな価値観が支配することがあった。このような状態を改善するために中央政府が介入する度合いが多くなり——たとえば公民権法の制定——ローカル・オートノミーもしくは既得権益と摩擦することになった。ウィービーによれば、今日のアメリカ社会の混乱のかなりの部分はこの強固な「セグメント」への外の勢力の介入およびそれへの反撥（1つの例はいわゆるホワイト・バックラッシュ）から生じたものであり、問題は単に法律解釈・感情論のそれではなく、アメリカの存

続基盤にかかわることとされる。この点に関する一致した国論はまだ現われていないと、ウィービーは見る。彼によれば、国民は今、事態の成り行きを静観しているだけなのである。

以上、本書の全体的構成を見てきたわけであるが、それからわれわれはいかなるアメリカ史像をうるであろうか。

本書のコレクティブな歴史認識は、いわゆるコンセンサス史観のそれを反映しているといってもさしつかえないだろう。すなわちとくにアメリカ史における一致もしくは合意（コンセンサス）と連続性を強調し、歴史発展の多様性（アンビグイティー）を強調する立場は、各執筆者に共通して見られることであり、本書が基本的に依拠するところのものである。ここで想起されるのは、かつてジョン・ハイアムが第2次世界大戦後のアメリカ史学界の動向について述べた次の言葉である。「〔その〕すぐれた基調は、合意と抗争という対照的な原理を、そのいずれをも全面的に否定することなく結合しようとする不断のころみに見出しうるかもしれない。……アメリカ史像の再構成は力強くすすめられている」（同編・同志社大学アメリカ研究所訳『アメリカ史像の再構成』17—8ページ）本書はその意味で——また執筆陣の顔ぶれからして——この再構成の作業の一つの完結と見ることができよう。しかしそれはあまりに楽観的、性急すぎる結論であり、アメリカ史学界の新しい動向（ニューレフト史観の抬頭）およびコンセンサス史観の側のソフィスティケーションの努力が、正当に評価されないことになる。

ニューレフト史観が1960年代に、コンセンサス史観の批判として出たことは周知の通りである。それはアメリカ史における対立と抗争の意義を再び強調し、コンセンサス史観がエリートの側からなされる歴史研究であるのにたいし、社会の底辺の人びとの歴史像を追求しようとしたものであった。またこのような純粋に学問的な立場をはなれて、コンセンサス史家たちがアメリカの体制をおおむね支持するのにたいし、社会的不正にたいして敏感であることを歴史家

個人の自覚として強調する。（コンセンサス史家が、思想的に保守的であったという批判には評者は必ずしも賛同するものでないが）このような批判に応えるのに、単純に一致および合意を説くだけでは不十分であった。批判を超克するためには、ハイアムの指摘しているように、対立・抗争の概念をも包摂した新しい解釈のころみもしくは最近の学問的成果（とくに社会経済史、人口動態学などの分野）をとりいれた実証的研究が、要求されたのであった。

本書には2つの一貫したテーマがある。1つはアメリカの自由な政治制度の発達（正確にはその試行錯誤と達成、以下同じ）であり、もう1つは多数派の利益と少数派の権利の調和である。各時代を通じてこの2つの課題が問われてきたという前提から、各執筆者はそれぞれの分野において達成および逸脱の諸事実を明らかにするのであるが、このようなアプローチは一見あいまいに見えるが、カテゴリカルな直線的図式によってはかるより、現実に近い歴史を示していると思われる。

本書のコンセンサス史観を従来のものと比べてよりソフィスティケートしているのは、一致か対立かというテーマを、多数派の利益にたいする少数派の権利というテーマに結びつけていることである。つまり一致（コンセンサス）に参加できるものが多数派であり、そこから除外されたものが少数派であるとする発想であるが、この場合多数派、少数派の基準は数によるものではない。むしろコンセンサスの形成にあたって発言できる立場にあるか、自らの意志を反映できる立場にあるか、あるいはコンセンサスの恩恵を享受できるか否かが、両者を分かつ基準となる。コンセンサスの存在を強調しながら分裂の事実をも認めることは、一見矛盾しているかに見えるが、コンセンサス概念にこのような柔軟性をもたせることによって初めて、ともすればそこから除外されがちであったマージナルなものの存在を説明し、彼らへの配慮を喚起できるのであり、それはまた、形成されたコンセンサスが強固であることを、むしろ説得

するものではなからうか。

アメリカ史に現われるコンセンサスは時代によってさまざまに呼ばれる。植民地時代から建国初期にかけてのそれはロック的リベラリズム、19世紀初期には膨張のイデオロギー、南北戦争から再建の時期にかけては「アメリカ的妥協」、そしてそれ以後は「アメリカ的生活様式」といった呼称が与えられているが、そのコンセンサスから取り残されたのは原住インディアン、黒人、エスニックス（少数民族集団）、未熟練労働者、小作農民、（プロテスタント社会における）非プロテスタント教徒、（白人社会における）すべての非白人グループであった。これら除外されたグループがどのような扱いを受けてきたかを見ると、われわれはコンセンサスが実際には苛酷なものであることを知らされるのである。（と同時に、それはまた長い間個人および社会の目標として、多様の中に統一をもたらす重要なファクターとして作用したのも事実である）ニューレフト史観から見れば、この程度の不一致認識——それはまたもすればコンセンサス史観の歴史像から脱落しがちであった非エリートのいわば復権を意味した——では、きわめて不満足であろう。一部の急進派のレトリックにならって、コンセンサス史家たちによる分裂の事実の認識はトークニズムにしかすぎないというつもりはない。しかしコンセンサスから除外されたグループの果たしてきた役割を、単にコンセンサスの未完成もしくは社会的正義の欠如という常にネガティブな枠組みでとらえ

るのではなく、（もしそれが可能ならば）より肯定的なイメージにとらえる努力がなされなければならないのではなからうか。

最後に、本書の表題“*The Great Republic*”について少し触れておきたい。アメリカに「偉大な」という形容詞をつけて呼ぶことは、1960年中期以降のはげしい公民権闘争、ベトナム戦争、大学紛争、エコロジー運動、対抗文化の抬頭を経験した後では、また1970年代になってからの政府高官をめぐるスキャンダル（ウォーターゲート事件はその頂点であった）を知った後では、かなりの勇気と楽観主義が必要である。自信喪失とシニシズムのムードが、アメリカにおいて一時支配的であった。このような背景をもとに出たニューレフト史観からすれば、アメリカを「偉大な共和国」と呼ぶには大きな留保がなくてはならないであろう。しかし評者は、各執筆者がアメリカの過去の歴史にノスタルジアを感じ、その現在と未来にたいして幻想を抱きながら本書を著わしたとは決して思わない。彼らがアメリカを「偉大なる共和国」と呼ぶ明確な理由があるのではないかと、考えるものである。すなわちアメリカにおいてより望ましい社会建設のためのさまざまな実験がこれまでに自由に行なわれてきたこと、そして「偉大さ」とは常に達成目標としてあるべきことを認識したうえでのことと推察するのであるが、あまりに楽観的にすぎるであろうか。

（津田塾大学助教授）